

カジノ管理委員会第29回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年12月10日 14時00分～15時15分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、自見監察官（議事担当課）、芹生総務課長（議事担当課）、住友監督総括課長（議事担当課）、笠松財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

(1) IR事業者等への対応方針（案）等について

並木次長より、「IR事業者等への対応方針（案）等」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（これまでの議論の全体像（1））について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（これまでの議論の全体像(1)）について説明があり、主に以下の点について検討した。

- ・カジノ事業者等の免許等（下記、IR整備法第四十条、第四十一条、第四十二条等参照）
（免許の申請）

第四十条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(免許の基準等)

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。））及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(免許状等)

第四十二条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した免許状を交付しなければならない。

- 2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えないときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

・ **主要株主等、施設土地権利者の認可等（下記、IR 整備法第二条、第五十八条、第五十九条等参照）**

(定義)

第二条

12 この法律において「認可主要株主等」とは、会社（当該会社が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第四十条第一項第七号において同じ。）の子会社（持株会社がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平

成十七年法律第八十六号) 第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。) の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。第四十条第一項第七号において同じ。) であるときは、当該持株会社を含む。) の主要株主等基準値(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準値をいう。以下同じ。) 以上の数の議決権又は株式若しくは持分(以下「議決権等」という。) の保有者(他人(仮設人を含む。) の名義をもって保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。) であって、第五十八条第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第三百三十一条及び第六百六十四条において準用する場合を含む。) の認可を受けているもの又は第五十八条第一項(第三百三十一条及び第六百六十四条において準用する場合を含む。) の認可を受けて設立されるものをいう。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるものに限る。) その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含まないものとし、信託財産である議決権等で、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。) 及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなす。

一 議決権 総株主又は総出資者の議決権の百分の五

二 株式又は持分 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。) 又は出資の総数又は総額の百分の五法

16 この法律において「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(第四十条第一項第十一号及び第五章において「施設土地に関する権利」という。)を保有する者(国、地方公共団体及び第十条第二項に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。) であって、第三百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けているもの又は同条第一項の認可を受けて設立されるものをいう。

(認可等)

第五十八条 次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

- 一 当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得
- 二 前号に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

(認可の申請)

第五十九条

- 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

・ **カジノ事業等の従業者の確認等（下記、IR整備法第一百五十五条、第一百六条、第一百七条等参照）**

(確認の申請)

第一百五十五条

- 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請対象者が次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(確認の基準)

第一百六条 カジノ管理委員会は、第十四条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。

(確認の有効期間等)

第一百七条

- 3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

・ **カジノ行為の種類及び方法、実施基準**（下記、IR整備法第二条、第七十三条参照）

（定義）

第二条

7 この法律において「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

（カジノ行為）

第七十三条

3 カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならない。

・ **カジノ行為粗収益（GGR）の集計**（下記、IR整備法第六十七条参照）

（カジノ行為粗収益の集計等）

第六十七条

2 カジノ事業者は、適正かつ確実に集計することができる集計方法としてカジノ管理委員会規則で定める方法により、カジノ行為粗収益を集計しなければならない。

・ **カジノ事業の内部管理（定款、業務方法書、各種規程・行為準則）、カジノ施設利用約款**（下記、IR整備法第四十一条、第五十二条、第五十三条等参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

十二 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。

（定款）

第五十二条 カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第五十三条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

九 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

・ **カジノ施設の規模、構造及び設備の技術的基準（下記、IR整備法第四十一条、第六十六条参照）**

(免許の基準等)

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。

八 カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

(カジノ施設の構造及び設備等)

第六十六条

3 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより計ったカジノ施設内の照度を、カジノ管理委員会規則で定める数値以下としてその業務を行ってはならない。

以上